

# 高齢者等への居住支援

## あんしん居住制度

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるよう支援する制度です(別表1参照)。

## あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

## 対象

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

## 助成額

- ・預り金タイプは利用費用の2分の1
- ・月払いタイプは事務手数料

## 家賃債務保証制度

住宅の賃貸借契約の際に必要なとなる連帯保証人が見つからないなどの高齢者・障害者・子育て世帯などに対し、スムーズに入居できるように家賃債務を保証することで、家主が安心して住宅を貸すことができるよう支援する制度です(別表2参照)。

## 家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

## 対象

- ・満60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
- ・同居者は、配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある条件あり)

る18歳以下の者が同居)

## 助成額

保証料の2分の1

◎詳しくはお問合せください。

# 事業主の皆さん、高齢者の方を雇い入れてみませんか ～高齢者雇用促進奨励金ののご案内～

区では、働く意欲のある高齢者の方々が、その知識や経験を生かして、いつまでも働けるよう高齢者雇用を積極的に行う事業主に対して奨励金を交付しています。

また、高齢者雇用を促している事業主のために、高齢者試行(トライアル)雇用奨励金を交付しています。

どうぞご利用ください。

## 高齢者試行雇用奨励金

これまで65歳以上の高齢者を雇用したことがない事業主に対し、試行的に雇い入れてもらえるよう3カ月以内の奨励金を交付する制度です。

試行雇用終了後に正式雇用となり、6カ月間雇用が継続した場合、後述の高齢者雇用企業奨励金の交付を併せて受けることもできます。

## 交付対象要件

65歳以上の区民をシルバーワーク中央またはハローワークの紹介で、試行雇用(原則3カ月間、1週間の所定労働時間が20時間以上)した事業主が対象で、次の要件も必要です。

## 共通

申請(申請書類配布場所) 区役所4階高齢者福祉課

申請書などは区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎シルバーワーク中央では、求人申込み(事業所登録)い

※問合せ先

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

・あんしん居住制度について

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

☎(5466)2635

・家賃債務保証制度について

(一財)高齢者住宅財団

☎0120(602)708

に実施計画書を提出すること

・高齢者雇用企業奨励金の交付を以前に受けていないことなど高齢者を雇用したことがないこと

交付額

月額3万円(最長3カ月9万円)

高齢者雇用企業奨励金

65歳以上の区民をシルバーワーク中央またはハローワークの紹介により一定期間雇い入れた(労働時間が週20時間以上に限る)事業主に対する奨励金です。

交付対象要件

雇入れ日現在65歳以上の区民と週20時間以上の雇用契約を締結し、6カ月以上継続雇用した事業主

交付額

別表3のとおり

申請(申請書類配布場所) 区役所4階高齢者福祉課

申請書などは区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎シルバーワーク中央では、求人申込み(事業所登録)い

# 住宅修繕等資金の融資あっせん

## 住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう取扱金融機関にあっせんします。

対象となる住宅

- ・区内に所在するもの
- ・建築基準法上適法のもの
- ・居住部分の床面積が240㎡以下であるもの

修繕などの範囲

- ・住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事(増築または改築工事で建築確認申請を必要とする工事は、融資あっせんの対象となりません)

申込資格

- ・修繕などを行うこととする住宅に居住していること、または修繕後その住宅に居住すること
- ・住民税を滞納していないこと

融資を受けた資金の返還やその利子の支払いについて、十分な能力を有していること

この制度による資金の融資を受け、償還中でないこと

返済完了時の年齢が、80歳未満であること

※問合せ先

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

ごみや資源を自分で集積所に出せない高齢者などに対し、職員が玄関先まで訪問して収集する「ふれあい収集」を実施しています。その際、ご要望に応じて声掛けなどの安否確認も行います。

※問合せ先

中央清掃事務所作業係

☎3562(1521)

別表3

交付額	
週20時間以上 30時間未満	・6カ月間継続雇用した場合 20,000円
	・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 30,000円
週30時間以上	・6カ月間継続雇用した場合 40,000円
	・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 60,000円

ごみや資源を自分で集積所に出せない高齢者などに対し、職員が玄関先まで訪問して収集する「ふれあい収集」を実施しています。その際、ご要望に応じて声掛けなどの安否確認も行います。

# ごみ・資源のふれあい収集

が困難で、身近な人の協力を得ることができない65歳以上の高齢者や障害者などの世帯より室内から運び出し、収集を行います。

※問合せ先

中央清掃事務所作業係

☎3562(1521)